

～全児童生徒について提出が必要な書類です～

就学援助制度のお知らせ

日置市教育委員会

日置市では、お子さんが学校で楽しく勉強できるよう、経済的な理由でお困りの保護者の方に対して、前年の所得状況などをもとに審査を行い、認定された場合には学用品費や給食費などの費用を援助しています。

(保護者のみなさまへ)

全ての児童生徒に対して就学援助申請の意思を確認しますので、申請意思の有無にかかわらず、「**就学援助申請意思確認書兼申請書**」の**申請意思確認欄**を必ず記入の上、令和8年4月20日(月)までに学校へ提出してください。なお、令和7年度の就学援助受給からの自動更新ではありません。また、兄弟姉妹がいる場合も、児童生徒1人につき1枚を提出してください。

1 就学援助を受けることができる方

次の(1)～(2)の全てに該当する方

- (1) 日置市内に住所を有し、日置市立小・中学校に在学する児童生徒の保護者（現に監護している方）
- (2) 就学援助の認定基準に該当する方
 - ① 非課税世帯の方、又は生活保護を受けている方
 - ② ①に該当しないが、次のいずれかに該当する方
 - ア 令和7年度または令和8年度に生活保護を停止または廃止された方
 - イ 市民税・個人事業税・固定資産税・国民健康保険料のいずれかが、次の法令に基づき全額免除となっている方（地方税法第72条の62、第323条、第367条、国民健康保険法第77条）
 - ウ 国民年金保険料を免除された方（全額免除）
 - エ 児童扶養手当を受給されている方（ひとり親世帯への手当）

2 就学援助の内容

項目	内容	支給額（年間上限額）		
		小学校	中学校	
学用品費	学用品の購入にかかる経費の一部	10,460円	20,450円	
通学用品費	通学用品の購入にかかる経費の一部（各1年生を除く児童・生徒が対象）	2,040円	2,040円	
校外活動費	校外活動に参加した場合のその交通費及び見学料等の実費の一部	宿泊を伴わないもの	1,440円	2,070円
		宿泊を伴うもの	3,320円	5,580円
新入学学用品費	新入学学用品の購入にかかる経費の一部（4月認定の1年生のみ対象。ただし、入学前支給を受けた方は除きます）	51,350円	56,700円	
修学旅行費	修学旅行に参加した場合のその旅行費用の一部	20,420円	54,810円	
給食費	給食費として保護者が実費負担する額			
医療費	むし歯、結膜炎、中耳炎、慢性副鼻腔炎などの学校病の治療に係る費用			

3 申請意思確認欄について

全ての児童生徒について就学援助の申請の意思を確認します。申請意思確認欄に記入して、学校へ提出してください。

(1) 就学援助を希望される方

確認書兼申請書の上部にある申請意思確認欄の「1. 就学援助を希望します」の数字を○で囲み、記名してください。令和7年度に就学援助を受けていた方や新入学学用品費の入学前支給を受けた方であっても、令和8年度の就学援助を希望する場合は、「1. 就学援助を希望します」の数字を○で囲み、記名してください（自動更新ではありません）。申請書及び委任状欄への記名・押印が必要です。

(2) 就学援助を希望されない方

就学援助を希望されない方は、申請意思確認欄の「2. 就学援助を希望しません」の数字を○で囲み、記名してください。申請書及び委任状欄の記入は不要です。

(3) 生活保護を受けている方

生活保護を受けている方は、修学旅行費と医療費について援助を受けることができます。申請意思確認欄の「3. 生活保護受給中」の数字を○で囲み、記名してください。申請書及び委任状欄への記名・押印が必要です。

4 申請書及び委任状欄の記入方法（記載例を参照してください）

(1) 鉛筆や消せるボールペン、修正テープは使用しないでください。

(2) 申請者及び世帯員の住民記録、市民税課税状況並びに生活保護・児童扶養手当の受給状況を市の関係機関に照会することに同意のうえ、記名・押印をお願いします。

(3) 世帯の状況欄は、同じ住所にお住まいの方全員を記入してください。単身赴任の方や市外の学校に在学している学生は、異なる住所であっても同じ世帯とみなします。

(4) 申請理由欄の新規・継続および理由の該当番号を○で囲んでください。理由が複数ある場合は、主たる理由の番号を○で囲んでください。

5 申請から援助費支給までの流れとお願い

(1) 就学援助を希望され、4月20日（月）までに就学援助申請意思確認書兼申請書を学校に提出された方は、6月下旬ごろまでに学校を通じて審査結果をお知らせします。

(2) 援助費は、各学期末（7月・12月・3月）に支給予定です。事後支給となりますので、原則として校納金等は学校へ納めてください。なお、医療費は、医療機関へ支給します。

(3) 年度途中で申請された場合は、確認書兼申請書を学校に提出された翌月からの認定となります。

(4) 認定にあたり前年分の所得状況を審査します。所得状況が把握できない場合、就学援助の認定はできません。また、未申告の方がいる場合判定が行えず「審査不可」となる場合があります。必ず日置市税務課で申告を行ってください。

(5) 虚偽の申請により認定され、援助を受けた場合は、認定を取り消し、援助金を返還していただくことがあります。

6 お問合せ先

申請方法や援助の内容など、制度全般に関することは次にお問い合わせください。

〒899-2592 日置市伊集院町郡一丁目100番地

日置市教育委員会教育総務課学務係

電話：099-248-9426